第十四条第二項中「同表第九十六条の項中」を削り、「第九十七条」を「第九十七条第一項」に、「第九十八条」を「第九十八条各号列記以外の部分」に、「第百十四条の三十二の六各号列記以外の部分の項」を「第百十四条の三十二の六第一項各号列記以外の部分の項、第百十四条の三十二の六第二項各号列記以外の部分の項」に、「第百十四条の三十二の八第五項及び第百十四条の三十二の十三第一項各号列記以外の部分」を「第百十四条の三十二の八第五項及び第六項並びに第百十四条の三十二の十三第一項各号列記以外の部分及び第三項」に、「及び第百十四条の四十二第三項」を「、第百十四条の四十二第三項及び第百十四条の四十六」に改める。

第十四条の二を削る。

第十四条の三第一項第四号中「国共済法施行規則」を「平成二十七年改正前国共済法施行規則」に改め、同項第五号中「国共済法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）」に改め、同項第六号中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項第一号中「国共済法第八十一条第二項」を「厚生年金保険法第四十七条第二項」に改め、同項第三号中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条を第十四条の二とする。

第十八条第一項中「国共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法による」に、「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この条において「平成二十四年一元化法改正前地共済法」という。）」に、「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を「平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）」に改め、同条第二項中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に改め、同条第三項第一号中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「地方公務員等共済組合法」及び「同法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同項第三号中「私立学校教職員共済法」及び「同法」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に、「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に改める。

第二十条、第二十一条第五項及び第二十三条第四項中「改正前国共済法施行規則」を「平成九年改正前国共済法施行規則」に改める。

別紙様式第1号の（裏）中「第四十一条、第四十六条第二項及び第百十六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「、第百十四条及び第百十六条」を「及び第百十四条」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十一条第一項又は第二項」を「第四十五条」に、「第二条第六号」を「第二条第四号」に改める。

第五条の見出し中「国共済法による長期給付等」を「附則第四十一条年金」に改め、同条第一項中「国共済法による長期給付等（法第四十二条第一項に規定する国共済法による長期給付等をいう。）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条の規定により支給する退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金（以下「附則第四十一条年金」という。）に、「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項（第二号及び第四号から第六号まで」を「第二十七条（第二号、第四号及び第六号から第八号まで」に、「国共済法の退職共済年金」を「厚生年金保険法の老齢厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金の受給権を有することとなった者」に、「請求書」を「規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条第一項の請求書」に改め、同項第二号中「第四十二条第一項（第一号、第三号及び第六号を除く。）、第四十五条又は第五十二条第一項」を「第二十七条第一項（第一号、第三号、第五号及び第八号を除く。）、第三十条又は第四十条第一項」に、「国共済法の遺族共済年金」を「厚生年金保険法の遺族厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなった者」に、「第百十四条の二十六第一項」を「第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四十三条又は第五十条第一項」を「第二十八条又は第三十八条第一項」に、「国共済法の障害共済年金」を「厚生年金保険法の障害厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による障害共済年金の受給権を有することとなった者」に、「第百十四条の二第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同条第三項を削る。

第六条の見出し中「国共済法による長期給付等」を「附則第四十一条年金」に改め、同条中「第四十三条第二項」を「第二十八条第二項の規定を適用するとしたならば同項」に、「障害共済年金」を「厚生年金保険法の障害厚生年金」に、「場合に係る」を「場合において平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額の改定に係る」に、「に規定する」を「の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項に規定する」に改める。

第七条の見出し中「国共済法による長期給付等」を「附則第四十一条年金」に改め、同条第二項中「第百十四条第二項第二号に掲げる年金加入期間確認通知書」を「第百十四条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条第二項第三号に掲げる書類」に改め、同条第三項中「第百十四条の二十六第二項第一号に掲げる組合員又は組合員」を「第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十条第三項第四号に掲げる被保険者又は被保険者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　施行規則第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十条第三項第九号の二に掲げる書類

第八条を削る。

（東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令の一部改正）

第四条　東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令（平成二十三年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員共済組合法施行規則」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行規則」に、「国共済規則」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）」に改め、同条第二項中「国共済規則」を「国家公務員共済組合法施行規則（以下「国共済規則」という。）」に改め、同条第四項及び第五項中「国共済規則」を「平成二十七年改正前国共済規則」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第三条中「国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改める。